

～ふなばしほっと info～

## 滞納金の延滞金徴収が強化されます

船橋市では、公平性と大切な財産を確保するために、  
4月1日以降に発生するすべての公債権について延滞金が徴収されることになりました。

これは、納期内に納付した方との公平性を確保し、納期内納付を促すための「船橋市債権管理条例」に基づく制度です。

公債権とは、市の債権のうち、地方自治法第231条の3第1項に規定する普通地方公共団体の歳入にかかる債権で、下水道使用料や保育料などです。

詳しくは、債券管理課（436-2251）へお問い合わせ下さい。

なお、収入が少なく、支払いが困難方は、そのままにしておかないで、早めにご相談下さい。

